

令和7年度 带状疱疹予防接種(定期) 確認表

1. 対象者要件

下関市に住民票があり、以下の表のいずれかに該当する者。

ただし、公費、自費に限らず過去に带状疱疹ワクチンの接種歴がある方（生ワクチン1回又は組換えワクチン2回接種済み）で、医師から定期接種は不要と判断された方を除く。

対象者	確認欄
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生の方	
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生の方	
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生の方	
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生の方	
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生の方	
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生の方	
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生の方	
大正14年4月2日～大正15年4月1日生の方	
大正14年4月1日以前に生まれた方	
接種日時点で60～64歳の方で、予防接種法に掲げる障害のある方 ※ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（身体障害者手帳1級程度） (注)該当する場合は、身体障害者手帳の写しを予診票に添付すること	

2. ワクチンの種類と接種回数、接種方法、自己負担額

・定期接種の対象者に該当する場合、年度内に生ワクチンであれば1回、組換えワクチンであれば2回の接種が可能。（生ワクチンと不活化ワクチンの交接種は不可）

・料金は以下のとおり。

・組換えワクチンを使用する場合は、2か月以上の間隔を置いて接種すること。

例)1回目を10月1日に接種した場合 → 12月1日以降に接種が可能

ただし、2回目の接種が対象年度を超える場合は、2回目は定期接種の対象外。

	接種回数(接種方法)	確認欄	自己負担額		確認欄
生ワクチン (阪大微研)	1回（皮下に接種）		一般の方	2,660円	
			生活保護の方	なし	
組換え ワクチン (GSK社)	2回（筋肉内に接種） ※通常、2か月以上の間隔を置いて接種 <u>注)1回目と2回目の接種間隔が1か月まで短縮可能となる場合</u> 病気や治療により、免疫の機能が低下した 又は低下する可能性があり、医師が早期の 接種が必要と判断した場合	1回目	一般の方	1回あたり 6,620円	
		2回目 ▼ 該当の 場合は チェック			
			生活保護の方	なし	